

令和6年11月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年11月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	今村 東 委員
2 番	内田すなを 委員
3 番	大石 敏裕 委員
4 番	甲斐サエ子 委員
5 番	柿本 正信 委員
6 番	川津 富夫 委員
7 番	古賀 喜治 委員
9 番	清水 邦宏 委員
10 番	白水 貴 委員
11 番	末次 龍夫 委員
12 番	高田 光秀 委員
13 番	田川 政文 委員
14 番	田中 文 委員
15 番	轟 香代子 委員
16 番	中園 正彦 委員
18 番	中山 健治 委員
19 番	林田 高夫 委員
20 番	日比生和雄 委員
21 番	福島 哲憲 委員
22 番	保坂 泰生 委員
23 番	松隈 康吉 委員
24 番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

後藤マス子 委員 中村 裕 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 皆さん、おはようございます。11月総会に当たり報告をいたします。
本日は、全議員数24人中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定より、総会は成立をしております。
それでは、会長、よろしくお願いします。

議長 おはようございます。それでは、ただ今より11月の農業委員会総会を開催いたします。
それでは、議題に参ります。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、審議番号6番につきましては、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号2番と関連のある案件でございますので、第1号議案の審議番号6番と第3号議案は一括して議題といたします。
それでは、第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から審議番号6番を除く、3ページの審議番号11番までの10件です。
3ページをお願いいたします。
西部地域、審議番号12番から4ページ、審議番号16番までの5件です。
以上、審議番号1番から審議番号6番を除く、審議番号16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案の審議番号2番、9番及び16番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でございますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。

委員 審議番号2番の案件につきまして、10月24日に、申請人、****氏と私**、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、草野町紅桃林の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は47歳です。農作業は、申請人本人と妻で行うとのことです。営農計画は、野菜を作付けする計画となっております。***氏の農業経験は、家庭菜園を5年ほど妻と一緒に自宅の畑でされているとのことです。農機具については、手押し車、くわ、レーキ、平鍬を所有しています。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリングの結果について、10月31日の東部審査会で報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号9番の案件につきまして、10月23日に申請人の*****氏と私**、**副会長、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の*****氏は、今回、田主丸町船越の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は38歳です。取得する農地では青ネギを作付けする計画です。農機具につきまして、耕うん機、トラクター、軽トラ、管理機、ラジコン動噴を所有しています。収穫物は市場や道の駅に出荷する予定となっております。

ヒアリングをした結果、申請人のやる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、10月31日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、ヒアリング結果につきまして報告を終わります。

委員 審議番号16番の案件につきまして、10月18日に申請人、****氏と私**、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告します。

申請人の****氏は、今回、三潴町早津崎の農地を遺贈にて取得し、農業を始め

る予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は74歳です。申請人は今回、申請地から徒歩で3分の所に自宅があります。農作業は申請人本人が行うとのことです。営農計画は野菜を作付けする計画となっております。**氏は農業経験がなく、就農後は隣の農業者から助言を受けながら農地の管理をやっていききたいとのお考えです。農機具については、スコップ、鍬を所持しており、トラクターを借用する予定となっております。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、11月1日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。審議番号6番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、審議番号6番を除く第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、第2号議案は、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての審議番号9番、10番及び11番と関連のある案件でございますので、第3号議案と一括して議題といたします。
続きまして、第1号議案の審議番号6番、第2号議案及び第3号議案を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

1 ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

所有権移転、東部地域。

2 ページをお願いいたします。

審議番号6番の1件です。こちらにつきましては、第3号議案、2番と関連案件となります。

以上、審議番号6番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いました。不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

続きまして、5 ページをお願いします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、三潯町田川、畑、1筆、421㎡。

申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。変更内容は、事業者を*氏から**氏へ、転用目的を住宅敷地から自己用住宅に変更するものです。こちらにつきましては、昭和50年8月13日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは1、第3号議案、9番と関連案件となります。

2番、申請地、三潯町玉満、田、1筆、23㎡。

申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。変更内容は、事業者を***氏から****氏へ、転用目的を倉庫用地から自己用住宅に変更するものです。こちらにつきましては、昭和42年7月27日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは2、第3号議案、10番と関連案件となります。

3番、申請地、三潯町玉満、田、1筆、85㎡。

申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。変更内容は、事業者を*氏から**氏へ、転用目的を倉庫敷地から共同住宅（2棟20戸）へ、転用面積を85㎡から1,743㎡に変更するものです。こちらにつきましては、昭和51年4月1日付にて5条許可がなされたものです。地図ナンバーは3、第3号議案、11番と関連案件となります。

6 ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、山川市ノ上町、田、1筆、4,397㎡。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。

2番、申請地、田主丸町志塚島、畑、1筆、526㎡の内311㎡。

申請理由、申請地を譲り受けて、進入路及び露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらの案件につきましては、第1号議案、6番と関連案件となります。

3番、申請地、田主丸町菅原、畑、1筆、472㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

7ページをお願いいたします。

西部地域、4番から10ページ、11番までの8件です。

4番、申請地、高良内町、田、2筆、計1,625㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

5番、申請地、藤光町、畑、2筆、計932㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地と第3種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6番、申請地、宮ノ陣町八丁島、8ページをお願いいたします。畑、20筆、計6,154㎡。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

9ページをお願いいたします。

7番、申請地、安武町住吉、田、1筆、242㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

8番、申請地、三潆町壱町原、田、3筆、計1,621㎡。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（7区画）として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、三潆町田川、畑、1筆、421㎡。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種

農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらの案件につきましては、第2号議案、1番と関連案件となります。

10番、申請地、三潯町玉満、田、1筆、23㎡。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。こちらの案件につきましては、第2号議案、2番と関連案件となります。

10ページをお願いいたします。

11番、申請地、三潯町玉満、田、6筆、計1,743㎡。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅（2棟20戸）を建築するものです。こちらの案件につきましては、第2号議案、3番と関連案件となります。

なお、審議番号1番、6番及び8番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

なお、第1号議案の審議番号6番は、新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。その後、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。審査会の報告は、東部審査会、西部審査会の順番でお願いします。

それでは、報告をお願いいたします。

委 員 新規農地取得ヒアリング結果について報告いたします。

審議番号6番の案件につきまして、10月25日に、申請人である****氏と私**、**副会長、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は今回、田主丸町志塚島の農地を譲与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は34歳、妻は41歳です。現在、田主丸町菅原に住んでおり、申請地の隣にある住宅を取得するとともに、農業を始める予定です。農作業は申請人本人と妻で行うとのことです。取得する農地では野菜を作付けする計画です。農機具については、耕うん機、草刈機、消毒器、スコップ、鍬などを祖母から借用する予定です。栽培技術などについては、祖母へ相談し、助言を受ける予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、10月31日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

なお、申請人が営む土木建設業の会社へ、露天資材置場として貸す計画です。申請地は筑水高校から北東へ約330mのところに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に学校、保育所がある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、法面施工及び緩衝地を設けて、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、進入路及び露天駐車場として利用するものです。申請地は川会小学校から東へ約1kmのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び既設の石積みにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号3番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は、柴刈小学校から南西へ約1.8kmのところに位置します。農地区分については、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、浸透枳及び自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロ

ックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これらの全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

委 員 それでは、西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号4番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。申請地は、久留米市斎場から北西へ約240mのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては、緩衝地を設けて、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。申請地は、ひいらぎ保育園から北西へ約140mのところに位置します。農地区分につきましては、第1種農地と第3種農地が混在しておりまして、北側の1筆については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。南側の1筆については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、隣接土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては発生しません。被害防除につきましては、既設の石積み及び緩衝地を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約450mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄古賀茶屋駅からおおむね500mの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水します。汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。被害防除につきましては、畦畔及び緩衝地を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、住吉保育園から北西へ約70mのところに位置しております。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地がありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して南側の道路側溝へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された市下水道管に接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは11番です。

転用の目的は、特定建築条件付売買予定地（7区画）として利用するものです。申請地は、城島すみれ幼稚園から南東へ約1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設する下水道管を経由して、東側道路へ埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは12番です。

転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、わらしこ保育園から南東へ約1kmのところに位置しております。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、犬塚小学校から南東へ約500mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄犬塚駅からおおむね500mの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・

生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水されます。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、共同住宅（2棟20戸）を建築するものですが、既に住宅の一部が農地に越境して建っていましたので、始末書付の申請となっています。申請地は、三潞中学校から南東へ約290mところに位置しております。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南東側の道路側溝及び北西側の水路へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北西側の水路へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等添付書類を確認しております。

以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようですので、ただ今から採決いたします。
なお、採決にあたりましては、第1号議案の審議番号6番、第2号議案及び第3号議案の3つに分けて採決いたします。
それでは、第1号議案の審議番号6番に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案の審議番号6番は可決されました。
続きまして、第2号議案の賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第2号議案、可決されました。
続きまして、第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
なお、第3号議案の審議番号1番、6番及び8番は、許可相当として、県農業会議
へ意見聴取をいたします。
続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 11ページをお願いします。
第4号議案、非農地証明について。
非農地証明願が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、1件です。
1番、申請地、三潞町西牟田、畑、1筆、456㎡、現況、宅地、証明理由、建築物
等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは15。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、
挙手を願います。質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これから採決いたします。
第4号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。

続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

なお、審議番号1番は、議席番号**番の***委員が申請人の法人の役員の一人であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますが、**委員は****されておりますので、審議番号1番は通常どおりの審議番号順に進めさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番、2番の2件です。

1番、申請人、藤山町、株式会社****、現時点で経営面積はゼロですが、今月11月26日開始の利用権設定により、面積要件の178アールを達成する予定ですので、農地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

2番、申請人、北野町上弓削、**、経営面積4万8,824.48㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。第5号議案、全員挙手により可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事 務 局 13ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

- 1、所有権移転9件。
- 2、利用権設定（通年作）851件。
- 3、利用権設定（期間借地）89件。

利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は11月26日から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

14ページをお願いいたします。

- 1、所有権移転。

第1区、1番から4番までの4件です。

1番、所在地、藤山町、田、畑、4筆、計2,874㎡、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、3,087㎡、推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、宮ノ陣町若松、田、5,274㎡、推進機構からの買入れとなります。

4番、所在地、安武町安武本、田、950㎡、推進機構からの買入れとなります。

15ページをお願いいたします。

第2区、5番の1件です。

5番、所在地、田主丸町中尾、田、3,271㎡、推進機構からの買入れとなります。

第3区、6番から9番までの4件です。

6番、所在地、北野町大城、畑、3筆、計2,323㎡、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、北野町上弓削、田、1,242㎡、推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、北野町金島、畑、2,204㎡、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、北野町中川、田、792㎡、推進機構からの買入れとなります。

16ページをお願いいたします。

2、利用権設定（通年作）。こちらは右下の総計のみご説明いたします。

契約件数851件、筆数2,101筆、設定面積299万6,770.34㎡。

17ページをお願いいたします。

3、利用権設定（期間借地）。こちらについても右下の総計のみご説明いたします。

契約件数89件、筆数264筆、設定面積46万319.65㎡です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から9番まで、2、利用権設定（通年作）851件、3、利用権設定（期間借地）89件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、ただ今から採決いたします。第6号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長あて、通知をいたします。

続きまして、報告事項に参ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、久留米市農用地利用集積等促進計画の取消についてでございます。

事務局の説明は省略をいたします。

質疑があれば、挙手を願います。よろしいですか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。よって、報告第1号から第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議はありませんか。

「異議なしの声」

議 長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

それでは、ただいまより議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、甲斐サエ子委員、18番、中山健治委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。